

久留米市公告第258号

市庁舎2階、20階厨房機器改修修繕について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年10月27日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 修繕名：市庁舎2階、20階厨房機器改修修繕
- (2) 履行場所：久留米市城南町15番地3
- (3) 修繕内容：別紙「市庁舎2階、20階厨房機器改修修繕仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 予定価格：¥13,321,330（税込）
入札書比較価格：¥12,110,300（税抜）
- (6) 最低制限価格：無し
- (7) 支払条件：前払金 無し
部分払い 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市に本店もしくは支店・事業所を有すること。
- (2) 久留米市競争入札参加資格名簿（物品）に登載されており、厨房機器で登録されている業者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

3 資格審査方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

4 契約条項を示す場所

12 事務局

5 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

ア 入札書

商号（名称）・代表者職氏名・住所・を記入し押印すること。

イ 入札金額内訳明細書

入札金額の内訳を記載すること。（合計がア．入札書の金額と一致すること）

ウ 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

申請書の申請者は本社の代表者として（物品競争入札資格申請時に支店などに委任している場合は受任者とする。）。

(2) 提出期限

令和7年11月10日（月）必着

(3) 提出先（宛先）

12 事務局

(4) 郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア．入札書及びイ．入札金額内訳明細書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちウ．入札参加資格確認申請書を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

6 入札書の引き換え・辞退

郵送した入札書及び入札参加資格確認申請書は、締切日時前であれば引き換えを認める。

また、入札を辞退する場合は、開札までに久留米市役所総務部財産管理課に入札辞退届を提出しなければならない。

7 開札

(1) 日時：令和7年11月12日（水）10時

(2) 場所：久留米市役所本庁舎7階会議室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条の規定により免除。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、規則第27条に該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

10 その他入札に関し必要な事項

(1) 現場説明会は実施しない。

(2) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページトップ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札 > 【募集】令和7年度市庁舎2階、20階厨房機器改修修繕

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

(3) 同等品確認申請書受付

同等品による応札の場合は、次の手続きにより事前に財産管理課へ同等品の確認申請をしなければならない。

① 受付方法

次の書類を財産管理課までFAXまたはEメール、持参にて提出すること。

ア 指定様式『同等品確認申請書』（市ホームページからダウンロード）

イ 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）

② 受付期間

令和7年10月30日（木）まで

③ 送信先

12に記載

④ 回答について

本市ホームページ上に掲載。

⑤ 注意事項

入札前に指定された上記の方法で確認をとっていない物品で応札し、落札したことが落札後に判明した場合は、次のいずれかの対応となる。

ア 参考機種を納品するか、既に同等品として認められた物品を納入する。

イ 仕様を満たす物品の納入ができない場合には、落札後契約辞退の取扱いとなり、久留米市指名停止等措置要綱の規定による指名停止の措置を受ける。

(4) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から 令和7年10月30日（木）

② 受付場所：12 事務局

③ 質問の提出方法：

質問票に FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。
また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年11月5日（水）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(5) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して、6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日にあたるときは、当該休日の翌日まで）に契約締結の手続きを行うこと。

1.1 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1.2 問い合わせ先（事務局）

久留米市総務部財産管理課

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3（久留米市本庁舎7階）

電話：0942-30-9059

FAX：0942-30-9706

E メール： zaikan@city.kurume.lg.jp